

団体保険における保険金・給付金のお支払について

1.ご請求にあたって	1 ページ
2.ご請求手続きについて	3 ページ
3.保険金・給付金をもれなくご請求いただくために	8 ページ
4.保険金・給付金等をお支払する場合・お支払できない場合（具体的事例）	9 ページ
「主な用語の説明」	2 1 ページ

1

ご請求にあたって

ご請求にあたっては、次のステップにてご契約を確認のうえお手続きを進めてください。

ステップ

1

保険金・給付金等のご請求にあたり、
ご入院やお亡くなりになられた被保険者さまがご加入している

当社のご契約をすべて確認ください！！

次のような点にご留意のうえ、ご契約の有無をご確認ください。

- * 被保険者証、銀行口座からの引落とし、お勤めの会社での給与からの天引き等をご確認ください。
- * 被保険者の方がお勤めの会社や所属している組合等が保険料を負担して加入している場合がありますので、お勤めの会社や組合等の福利厚生担当にご確認ください。
- * ローン等がある場合、団体信用生命保険に加入されている場合がありますので、借入の金融機関へご確認ください。

団体保険以外の商品（個人保険、新企業年金保険、拠出型企業年金保険、確定給付企業年金保険、確定拠出年金保険等）につきましては当社または制度運営団体へご照会のうえ、お手続きください。

ステップ

2

ご加入されている保険の種類・名称を確認ください。

- * 被保険者証やパンフレットによりご加入されている保険の正式名称、付加されている特約名称をご確認ください。

ステップ

3

ステップ2でご確認いただいた保険の保障内容（P.2）をご確認ください。

ご請求にあたり、

- 「3. 保険金・給付金をもれなくご請求いただくために」（P.8） および
- 「4. 保険金・給付金等をお支払する場合・お支払できない場合（具体的事例）」（P.9）

についてもご確認ください。

ご加入している保険の種類・名称に対応する表をご確認ください。

表は、商品種類ごとにあります。
表の中の「 」印の付いた個所が保障の対象（お支払の対象）となります。
「 」印部分は、一定の条件がありますので、表の下の注意をご確認ください。

団体定期保険（生命共済制度）

(1) 団体定期保険およびその特約の保障内容

		事故が原因による				病気が原因による		
		死亡	高度障がい	障がい	入院	死亡	高度障がい	入院
主契約								
特約	災害保障特約							
	交通災害特約	(注)		(注)	(注)			
	傷害特約							
	災害割増特約							

(注) 交通災害特約は、所定の交通事故が原因の場合にお支払の対象となります。

総合福祉団体定期保険

(2) 総合福祉団体定期保険およびその特約の保障内容

		事故が原因による				病気が原因による		
		死亡	高度障がい	障がい	入院	死亡	高度障がい	入院
主契約			(注)				(注)	
特約	ヒューマン・バリュー特約		(注)				(注)	
	災害総合保障特約							

(注) 当商品は、ご契約者（団体）の弔慰金規程・見舞金規程に準じた保障となりますので、高度障がいの保障がないご契約もあります。

医療保障保険（団体型）

(3) 医療保障保険（団体型）およびその特約の保障内容

		事故が原因による				病気が原因による		
		死亡	高度障がい	障がい	入院	死亡	高度障がい	入院
主契約		(注)				(注)		

(注) 死亡保障がないご契約もあります。

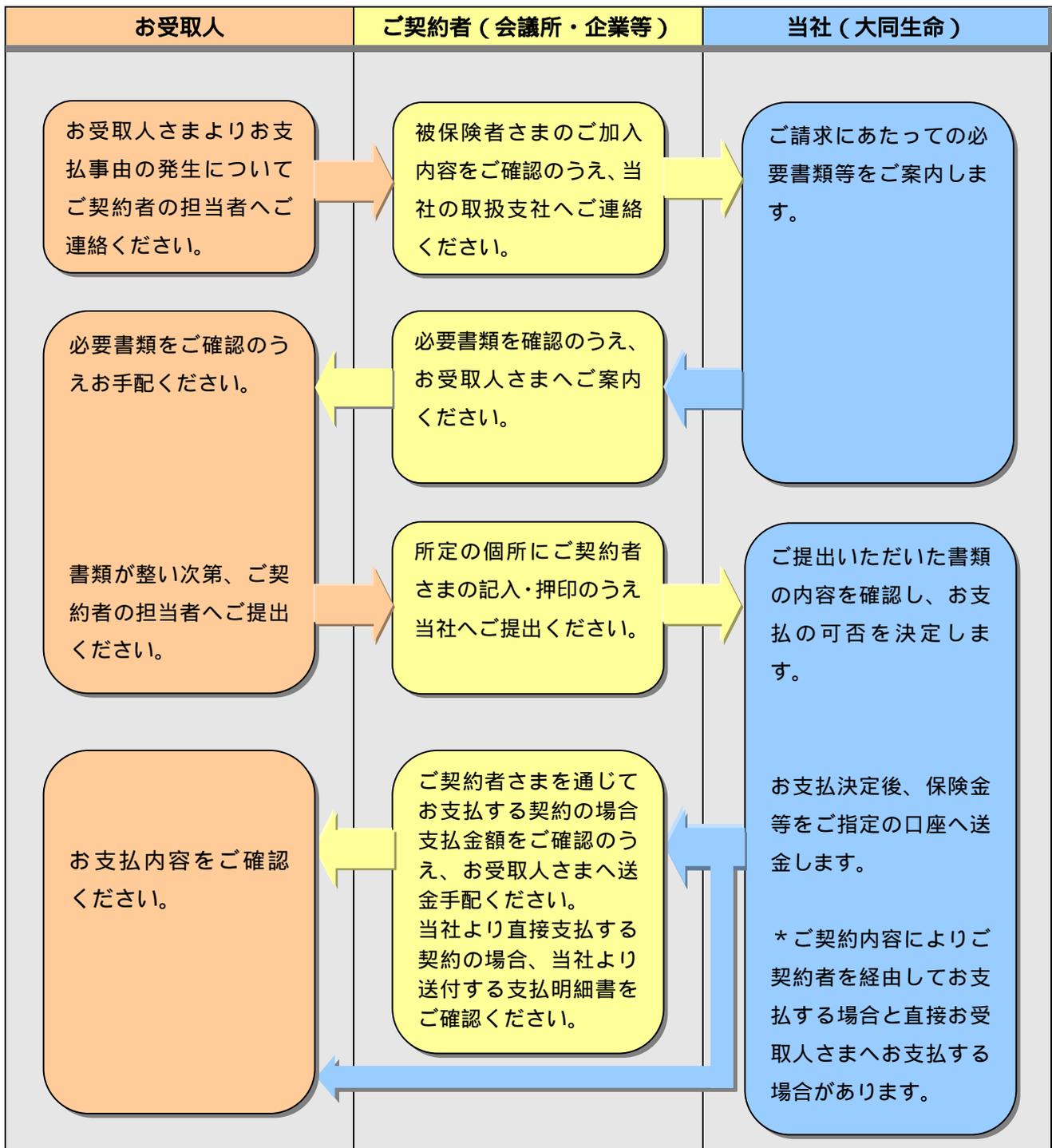
団体信用生命保険

(4) 団体信用生命保険およびその特約の保障内容

		死亡	高度障がい	障がい	入院	3大疾病 (がん・急性心筋梗塞・脳卒中)
主契約						
特約	3大疾病保障特約					

団体保険は、ご契約者である商工会議所・企業等の団体を通じてご請求のお手続きをいただくことになります。

ご請求からお支払までの手続きの基本的な流れ



ご契約者（商工会議所・企業等）への連絡

お受取人さまよりお支払事由が発生したことをご連絡ください。

下記の事項についてお伺いしますので、事前にご確認ください。

被保険者さまの、氏名、被保険者番号

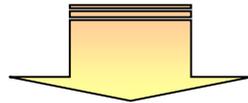
請求の内容（死亡、入院、障がいなど）

死亡・入院の原因（事故や病気など）

死亡・入院の発生日（死亡日、入・退院日）

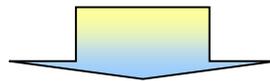
受取人さまのお名前

（被保険者との続柄と連絡先）



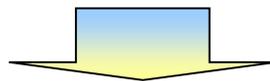
当社への連絡

団体のご担当者さまより当社の取扱支社へご連絡をお願いします。



ご契約者さまへの必要書類のご案内

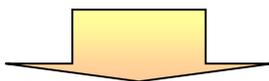
当社より必要書類についてご案内いたします。



お受取人さまへの必要書類のご案内

団体担当者よりお受取人さまへ必要書類についてご案内いたします。

* ご加入時の取扱担当保険会社よりご案内する場合があります。



ご契約者さまへ請求書類の提出

お受取人さまにおいて必要書類を取り揃えのうえ、ご契約者さまへご提出ください。



当社への請求書類の提出

ご契約者さまにおいて、ご記入・押印のうえ、必要書類を当社へご提出ください。



当社からの送金

ご提出の書類を確認のうえ、保険金等を送金いたします。

ご契約内容により、ご契約者さまを経由してお支払する場合は、金額を確認のうえ、ご契約者さまよりお受取人へ送金ください。

当社より直接受取人へお支払する場合には、ご契約者さまへ送金内容を通知いたします。

ご請求に必要な書類

ご請求に必要な書類をご準備ください。すべての書類が整いましたら、当社へご提出ください。

なお、診断書、住民票、印鑑証明書、戸籍等をお取寄せいただく際の費用は、すべてお客さまのご負担となりますので、ご了承ください。

	死亡保険金の 請求の場合	入院給付金の 請求の場合	取り揃え方法など
当社所定の支払請求書	○	○	当社から送付する支払請求書に記入・押印ください。
当社所定の診断書・証明書	○	○	当社から送付する診断書・証明書に医師の証明をいただいでください。
受取人の印鑑証明書	○	○	個人の場合、市町村役場で交付を受けてください。法人の場合、法務局で交付を受けてください。
受取人の登記簿謄本・戸籍謄本	○	○	個人の場合、市町村役場で交付を受けてください。法人の場合、法務局で交付を受けてください。
当社所定の受傷状況通知書 (事故が原因の場合)		○	当社から送付する受傷状況通知書に事故状況の詳細を記入ください。
交通事故証明書 (交通事故が原因の場合)		○	自動車安全運転センターで交付を受けてください。
了知者(＊)の戸籍謄本	○		市町村役場で交付を受けてください。 受取人が被保険者のご遺族ではない場合に必要となります。

* 受取人が被保険者のご遺族ではない場合(被保険者のお勤め先の事業所等が受取人の場合など)、当社所定の請求書上に被保険者のご遺族より署名・捺印をいただきます。

上記は、ご請求書類の代表的なものを例示しております。

実際には、保険種類・ご請求内容等によりご準備いただく書類が異なりますので、あらかじめご照会ください。

診断書取得費用相当額の当社負担

保険金・給付金のご請求をいただいたにもかかわらず、お支払の要件に該当せず、保険金・給付金をお受取いただけない場合に、当社が診断書取得費用として一律 6,000 円をお支払いたします。

お支払条件

当社所定の診断書原本をご提出のうえ、保険金・給付金のご請求をいただいたにもかかわらず、お支払の要件に該当せず、保険金・給付金をまったくお受取いただけなかった場合。

ただし、次の場合は除きます。

- ・詐欺または不法取得目的による無効
- ・重大事由による解除

お支払金額

当社所定の診断書 1 枚について

一律 6,000 円

下記の事例をご確認のうえ、ご請求もれがないようお手続きください。

1.複数のご契約に加入されている場合	
<p>A. 被保険者さまが交通事故によりご入院されたため、災害保障特約付団体定期保険の入院給付金請求をおこなったが、被保険者さまは医療保障保険（団体型）にもご加入されていた。</p> 	<p>B. 被保険者さまがお亡くなりになられ、会社の甲慰金規程にもとづき、総合福祉団体定期保険の死亡保険金請求をおこなったが、被保険者さまは、任意加入の団体定期保険にもご加入されていた。</p> 
<p>災害保障特約付団体定期保険に加え、医療保障保険（団体型）契約からも入院給付金をお受けいただける可能性があります。 内容をご確認のうえ、ご請求の手続きをお願いします。</p>	<p>総合福祉団体定期保険に加え、団体定期保契約からも死亡保険金をお受けいただける可能性があります。 内容をご確認のうえ、請求の手続きをお願いします。</p>

2.複数の支払事由に該当されている場合	
<p>C. 被保険者さまが業務上の事故によりご入院されたため、災害保障特約付団体定期保険の入院給付金請求をおこなったが、その後、その事故が原因で身体に障がいが残った。</p> 	<p>D. 病院にて入院治療中の被保険者さまがお亡くなりになられ、医療保障保険（団体型）の死亡保険金請求をおこなった。</p> 
<p>災害保障特約付団体定期保険において障がい給付金をお受けいただける可能性があります。 内容をご確認のうえ、ご請求の手続きをお願いします。</p>	<p>医療保障保険（団体型）において死亡前の入院についての入院給付金をお受けいただける可能性があります。 内容をご確認のうえ、ご請求の手続きをお願いします。</p>

4 保険金・給付金等をお支払する場合・お支払できない場合（具体的事例）

（1）死亡保険金

死亡保険金とは、被保険者さまが保険期間中に死亡された場合にお支払する保険金です。

【対象となる商品】

- 団体定期保険 ○総合福祉団体定期保険 ○団体信用生命保険
- 医療保障保険（団体型） 医療保障保険（団体型）には、死亡保障が無い契約もあります。

死亡保険金のお支払（告知義務違反による契約解除）

お支払する場合の事例



ご加入前の「高血圧症」での通院について告知書で正しく告知せずにご加入されたが、ご加入から半年後に「高血圧症」とは全く因果関係のない「胃がん」で死亡された場合。

お支払できない場合の事例



ご加入前の「高血圧症」での通院について告知書で正しく告知せずにご加入されたが、ご加入から半年後に「高血圧症」を原因とする「脳出血」で死亡された場合。

解説

ご加入いただく際には、その時点での被保険者さまの健康状態について正確に告知いただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約は解除となり、保険金等はお支払いできません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、保険金をお支払します。

死亡保険金のお支払（自殺による免責）

お支払する場合の事例



ご加入日から2年経過後に自殺された場合。

お支払できない場合の事例



ご加入日から6ヵ月後に自殺された場合。

解 説

ご加入日から起算して1年を経過した後は、自殺の場合であっても死亡保険金をお支払します。なお、保険金額が増額されている場合は、増額部分について増額日より1年経過していることが必要です。

ご契約が一旦失効され、復活の手続をされた場合には、復活日より1年経過していることが必要です。

(2) 災害保険金

災害保険金とは、被保険者さまが保険期間中に事故または所定の感染症により死亡された場合にお支払する保険金です。

【対象となる商品】

- 団体定期保険 災害保障特約 ○団体定期保険 災害割増特約 ○団体定期保険 傷害特約
- 団体定期保険 交通災害保障特約 交通事故が原因の場合のみ

災害保険金のお支払（被保険者の重大な過失）

お支払する場合の事例



軽度に酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた車にはねられ死亡された場合。

お支払できない場合の事例



被保険者が、危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡された場合。

解 説

ご契約（特約）により、災害死亡保険金をお支払いできない場合（免責事由）を定めており、そのいずれかに該当する場合には、災害死亡保険金はお支払いできません。

【災害保険金の免責事由】

被保険者さまの死亡が以下のどれかによる場合には、災害保険金のお支払はできません。

- ご契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 受取人の故意または重大な過失によるとき
- 被保険者の犯罪行為によるとき
- 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- 被保険者の泥酔を原因とする事故によるとき
- 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

(3) 高度障がい保険金

高度障がい保険金とは、被保険者さまが保険期間中に所定の高度障がい状態となられた場合にお支払する保険金です。

【対象となる商品】

○団体定期保険 ○総合福祉団体定期保険 ○団体信用生命保険

高度障がい保険金のお支払（ご加入前の発病）

お支払する場合の事例



ご加入後に発病した「緑内障」によって両目のきょう正視力が 0.01 となり、かつ回復の見込みがなくなった場合。

お支払できない場合の事例



ご加入前に「緑内障」が発病し、ご加入後に「緑内障」が徐々に悪化、視力が徐々に低下、両目のきょう正視力が 0.01 となり、かつ回復の見込みがなくなった場合。

解説

高度障がい保険金は、ご加入日以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間中に約款所定の高度障がい状態に該当し、かつ回復の見込みがなくなった場合にお支払します。したがって、保険期間中に高度障がい状態になられた場合でも、ご加入日前に発病していた疾病が原因である場合は、高度障がい保険金のお支払はできません。

「お支払できない場合」の例では、失明の原因となった「緑内障」がご加入日前に発病していたため、高度障がい保険金のお支払事由には該当しません。

高度障がい状態がご加入日前にあった場合、ご契約が加入日より 1 年を超えて有効に継続いただいても高度障がい保険金のお支払はできません。

高度障がい保険金のお支払（障がい状態と「回復の見込み」）

お支払する場合の事例



ご加入後に発病した「脳出血」によって全身の機能が低下し、食物の摂取、排泄やその後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴のすべてにおいて、自力で行うことが全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合。

お支払できない場合の事例



ご加入後に発病した「脳梗塞」の後遺症として左半身麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも他人の介護を要する状態であるものの、右半身は動かすことができ、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合。

解説

「終身常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

「お支払できない場合」の例では、「食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える」ため、高度障がい保険金のお支払事由に該当しません。

「終身常に介護を要するもの」に該当する状態となっても、その状態が回復の見込みがなくなった（症状が固定した）場合でなければ、高度障がい保険金のお支払事由に該当しません。

また、症状の固定が保険期間終了後となった場合も高度障がい保険金のお支払はできません。

なお、高度障がい保険金のお支払対象となる約款所定の障がい状態は、身体障害者福祉法等に定める障がい状態等とは異なる場合があります。

【参考】 身体障害者福祉法等に定める障害等級1級には
心臓ペースメーカー（心臓機能障害）
人工透析（じん臓機能障害）等
がありますが、これらの障がい状態のみでは、約款所定の「終身常に介護を要するもの」に該当いたしません。

所定の高度障がい状態は、次のページを参照ください。

【対象となる高度障がい状態】

両眼の視力を全く永久に失ったもの

言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの

中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

【障がい状態のご説明】

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の 3 つの場合をいいます。

語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の 4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

(4) 障がい給付金

障がい給付金とは、被保険者さまが保険期間中に事故を原因として所定の障がい状態となられた場合にお支払する給付金です。

【対象となる商品】

- 団体定期保険 災害保障特約 ○団体定期保険 災害割増特約 ○団体定期保険 傷害特約
○団体定期保険 交通災害保障特約 交通事故が原因の場合のみ

障がい給付金のお支払（障がいの原因）

お支払する場合の事例



ご加入後に階段より転落、股関節を骨折し、病院において「人工骨頭置換術」を受けた場合。

お支払できない場合の事例



「変形性膝関節症」により通院治療していたが、徐々に悪化し、病院で「人工膝関節置換術」を受けた場合。

解 説

障がい給付金ご加入後の不慮の事故を原因として、所定の障がい状態に該当し、かつ回復の見込みがなくなった場合にお支払します。

したがって、所定の障がい状態になられた場合でも、疾病が原因である場合は、障がい給付金のお支払はできません。

【対象となる障がい状態】 （団体定期保険 災害保障特約の場合）

以下の表は、団体定期保険 災害保障特約条項より抜粋して記載しております。

等級	身 体 障 害
第 1 級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか またはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
第 2 級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、 他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25まで のいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
第 3 級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中 の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中 の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指） を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
第 4 級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が 著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指） および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および 第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの

以下の表は、団体定期保険 災害保障特約条項より抜粋して記載しております。

等級	身 体 障 害
第 5 級	28. 1 上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1 下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1 手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指） もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指） および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. 1 足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1 耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの
第 6 級	37. 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1 下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1 手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、 第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に 失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは 3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1 足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43. 1 足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの

【備 考】

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

4．言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

声帯全部のてき出により発音が不能な場合

- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。

- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5．耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないません。

- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、 $1/4 \cdot (a + 2b + c)$ の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で、回復の見込のない場合をいいます。

- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の $1/4 \cdot (a + 2b + c)$ の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解しえないもの）で、回復の見込のない場合をいいます。

6．鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。

- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で、回復の見込のない場合をいいます。

7．上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で、回復の見込がない場合をいいます。

8．脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が、通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

- (3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

別表 4

1. 身体の同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 別表3の第1級の4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。



(5) 入院給付金

入院給付金とは、被保険者さまが保険期間中に事故や病気により入院された場合にお支払する給付金です。

【対象となる商品】

- 団体定期保険 災害保障特約 事故が原因による場合のみ
- 団体定期保険 交通災害特約 交通事故原因による場合のみ
- 総合福祉団体定期保険 災害総合保障特約 事故が原因による場合のみ
- 医療保障保険（団体型）

入院給付金のお支払（責任開始日前の原因）

お支払する場合の事例



ご加入後の事故により骨折し、入院された場合。

お支払できない場合の事例



ご加入前の事故によるケガで通院していたが、ご加入後に悪化し、入院した場合。

解説

入院給付金は、責任開始日以後に発生した疾病または不慮の事故による傷害を原因とする場合にお支払の対象となります。

したがって、責任開始日より前に発病した疾病や不慮の事故による傷害を原因とする場合には、入院給付金をお支払できません。

なお、医療保障保険（団体型）においては、責任開始日より2年を経過した後に開始した入院は、責任開始後に生じた原因による入院とみなします。

主な用語のご説明

契約者	当社と保険契約を結び、契約上の権利（契約内容変更を請求する権利など）・義務（保険料を支払う義務など）をもつ団体（企業・商工会議所など）をいいます。
被保険者	保険の対象となる人をいいます。
受取人	保険金等を受け取る人をいいます。
約款	保険契約に関するきまりを定めたものです。
主契約	ご契約いただいている保険契約のうち特約を除いた主たる契約部分そのもののことをいいます。
特約	保障内容を充実させるなどのため、主契約に付加する特別な内容の契約部分をいいます。
責任開始日	当社がご契約上の保障を開始する日をいいます。
復活	失効したご契約を元の効力のある契約に戻すことをいいます。
支払事由	約款で定められた保険金等をお支払する場合をいいます。
免責事由	約款で定められた保険金等をお支払できない場合をいいます。
告知義務	ご契約のお申込み、復活や被保険者の加入・増額のお申込みの際に、被保険者の最近の健康状態、過去の傷病歴などについて当社がおたずねすることがらについて、事実をありのままご報告いただくことが必要となります。これを告知義務といいます。
解除	告知義務違反等により契約を一部または全部を将来に向かって消滅させることをいいます。